

意見書

平成15年8月15日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 番号企画室 御中

郵便番号 103-0015

住 所 とうきょうとちゅうおうく にほんばしはこきちよう24 ばん1 ごと
東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

氏 名 そふとばんくびーびーかぶしがいしゃ
ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「平成14年度 電気通信番号に関する研究会」報告書（案）に関し、別紙の通り意見を提出します。

[本件連絡先]

BBフォン事業本部 企画部 野田

E-mail: mnoda@softbank.co.jp

電話 03-5651-1745

FAX 03-3249-2307

(別紙)

この度は、標記の件につきまして、意見提出の機会を設けて頂いたことに厚く御礼申し上げます。下記の通り弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

「第2章 ENUM導入に向けての検討課題」について

2. 5 今後の検討の進め方

ENUMに関する検討は、「ENUM研究グループ」と連携しながら引き続き検討していくことが必要である。ENUMを実現するための技術的な課題、システム等の検討は、「ENUM研究グループ」のなかで検討を行うこととし、ENUMを導入する場合におけるE. 164番号の利用の在り方、ENUM DNS登録情報に関する要求条件等の制度面の課題については、総務省に設けた「ENUM検討小グループ」等の場において検討していくこととする。いずれの場の検討においても、ユーザENUMと事業者ENUMとで要求される条件や課題が異なることから、今後の検討においては、この分類を明確にした上で検討を進める必要がある。(29ページ)

ENUMの導入については、基本的な考え方として報告書案に賛成致します。但し、ENUMの導入は公共的な影響の大きな話であるため、ENUMの実現の検討にあたっては広く公に情報を公開しつつ、関係事業者並びに消費者に対しENUMの導入の公平な結果が得られるよう進めて頂きたいと考えます。

「第3章 一種・二種の事業区分廃止に伴う番号計画の見直し」について

3. 3 電気通信番号の指定要件の見直しの方向性

(3) 電気通信番号の指定要件の見直しに係る基本的な考え方

現在、第一種電気通信事業者が使用している電気通信番号については、現状では第一種電気通信事業者が事業参入時に許可を受けることや技術基準適合維持義務が課されること等が前提となっている。このため、電気通信番号規則においては、第一種電気通信事業者を指定対象とすることによって、個別具体的な要件の記述はなされていなくとも、第一種電気通信事業者に課されている規律を満足することが電気通信番号を指定する際の実質的な要件となっていると考えられる。電気通信番号の指定要件を見直すにあたっては、この点を考慮することが必要である。また、電気通信番号は広く一般の利用者に利用されていることから、利用者の利便性を確保することが重要であり、特に、これまで利用してきている電気通信番号については、継続的な利用を確保することが必要である。

(35ページ)

現在の技術基準は従来の電気通信設備を前提としている。今後も技術基準を電気通信番号の指定要件の一つとするのであれば、今日の技術発展を踏まえた技術基準の抜本的

な見直しが必要であると考えます。

また電気通信のサービス品質については、事業者が提供するサービス品質により規律が整えられるのではなく、利用者の選択に委ねられるべきであると考えます。

3. 4 固定端末系伝送路設備、無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備等を識別するための電気通信番号（0AB～J）

（4）指定にあたって考慮すべき事項

エ 緊急通報の扱い

0AB～J番号を用いている電気通信役務においては、一部の直収サービス等を除き、アナログ固定電話とISDNについては緊急通報が実現している。（39ページ）

消防や救急、警察等への緊急通報体制の整備は、広く国民の安全にかかわる社会基盤の整備でもあり、政府行政の義務の一つであると言えます。この社会的コストは一部の特定の企業が負担すべきものではありません。またIP電話等の事業者にとって、緊急通報のコストを負担することは、緊急通報を導入する足かせになるとも考えられます。IP電話からの緊急通報を経済的に実現する方法について国が主体になって検討を行い、コストは政府行政、例えば警察や消防等、通報を受ける側が国家予算に組み込んで負担し、安全安心な社会の構築をめざすべきであると考えます。

更に、消防及び救急への緊急通報の接続実現に於いては、全国900拠点以上もの司令室機関との個別の接続交渉が必要になるなど、電気通信事業者の負担が掛かりすぎているのが現状です。緊急通報の取り扱いを整理するのであれば、行政機関の対応状況も踏まえ政府行政が接続しやすい環境を構築すべきであると考えます。

3. 5 電気通信事業者の電気通信設備を識別するための電気通信番号（00XY、002YZ、0091N1N2）

（4）指定要件の見直しの方向性

一種・二種の事業区分の廃止後の事業者識別番号の指定の考え方については、例えば、次の2つの方法が想定される。

方法1：電気通信回線設備を設置する事業者は、技術基準適合維持義務や接続義務を課されていることから、サービスの安定性等が担保されているということから、00XYを、それ以外の事業者には0091N1N2を指定する。

方法2：新規の事業者に対しては、一律に002YZ番号を割り当てる。現在用いられていない00XY番号や、既存事業者から返却された00XY番号については、002YZが逼迫した場合に00XYZという形で利用する新たな番号空間42として留保するものとする。現在使用されている0091N1N2については、002YZへの移行を可能とする。（42、43ページ）

新規の事業者に対して一律に002YZ番号を割り当てる方法には反対致します。電気通信回線設備を設置していることを条件とはせず、一定の技術基準を満たし、サービス

の安定性等が担保されている事業者には00XYを指定しても良いと考えます。

即ち、方法3として以下のように追加することを提案致します。

方法3：新規の事業者に対しては、電気通信回線設備を設置していることを条件とはせず、一定の技術基準を満たし、サービスの安定性等が担保されている事業者には00XYを指定すべである。それ以外の事業者に対しては002YZ番号を割り当てる。

3.6 付加機能識別番号(0AB0)

(3) 指定要件の見直しの方向性

付加サービスを提供するためのサービス制御機能を有し、既存の電話網との接続を行うことで、付加サービスが確実に提供できる事業者に対し、一種・二種のような事業者の区別を設けることなく番号を指定することが適当である。(44ページ)

付加機能識別番号の指定要件の見直しの方向性として、報告書案に賛成致します。

以上